

第17期定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (1) 事業の経過及びその成果
(ご参考) 百貨店事業の会社別、店別及び商品別総額売上高
(ご参考) S C事業のパルコ店別テナント取扱高 (総額ベース)
 - (2) 主要な事業内容
 - (3) 主要な営業所
 - (4) 従業員の状況
2. 会計監査人に関する事項
3. 会社の体制及び方針
 - (1) 業務の適正を確保するための体制<内部統制システム構築の基本方針>
 - (2) 業務の適正を確保するための体制<内部統制システム構築の基本方針>の運用状況の概要
 - (3) 株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結注記表

計算書類

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

会計監査人の監査報告書 謄本

監査委員会の監査報告書 謄本

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

J. フロント リテイリング株式会社

本書面に記載の事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(ご参考) 百貨店事業の会社別、店別及び商品別総額売上高

百貨店事業の会社別、店別売上高

(単位：百万円)

会社別、店別		金額	構成比	対前年増減率	
株式会社大丸松坂屋百貨店	大丸	大阪・心齋橋店	95,731	12.8	35.2
		大阪・梅田店	55,010	7.4	13.9
		東京店	78,341	10.5	22.0
		京都店	70,532	9.4	14.6
		神戸店	91,849	12.3	9.4
		須磨店	6,379	0.9	1.0
		芦屋店	4,303	0.6	2.4
		札幌店	75,473	10.1	21.6
		下関店	7,816	1.0	△6.5
	小計	485,438	64.9	18.5	
	松坂屋	名古屋店	126,852	17.0	7.7
		上野店	25,416	3.4	6.0
		静岡店	17,724	2.4	1.2
		高槻店	5,441	0.7	△1.1
	小計	175,435	23.5	6.5	
	法人・本社等	24,548	3.3	△12.2	
合計	685,422	91.7	13.8		
株式会社博多大丸	54,096	7.2	14.8		
株式会社高知大丸	8,359	1.1	△0.2		
調整	△23	0.0	—		
合計	747,855	100.0	13.7		

百貨店事業の商品別売上高

(単位：百万円)

商品別	金額	構成比	対前年増減率
紳士服・洋品	33,799	4.5	△8.5
婦人服・洋品	275,171	36.8	21.2
子供服・洋品	6,930	0.9	6.7
呉服・寝具・その他衣料	6,338	0.8	0.3
身回り品	54,861	7.3	17.7
家具	4,439	0.6	△10.1
家電	179	0.0	4.7
家庭用品	15,173	2.0	11.6
食料品	149,677	20.0	5.7
食堂喫茶	18,904	2.5	22.6
雑貨	139,807	18.7	17.8
サービス	2,606	0.3	9.6
その他	39,998	5.3	5.9
調整	△23	0.0	—
合計	747,855	100.0	13.7

(注) 総額売上高は、IFRS売上収益のうち消化仕入取引を総額に置き換えて算出しております。

(ご参考) SC事業のパルコ店別テナント取扱高(総額ベース)

(単位：百万円)

店別	金額	構成比	対前年増減率	店別	金額	構成比	対前年増減率
札幌PARCO	13,522	4.7	35.5	新所沢PARCO	7,835	2.7	3.5
仙台PARCO	19,906	6.9	15.0	ひばりが丘PARCO	7,291	2.5	7.3
浦和PARCO	28,440	9.8	10.0	松本PARCO	4,039	1.4	0.5
池袋PARCO	25,510	8.8	21.5	全店合計	290,266	100.0	16.8
PARCO_ya上野	8,432	2.9	30.1	(注) 1. テナント取扱高は、パルコ店舗におけるテナント取扱高の合計値です。 2. 新所沢PARCOは、2024年2月29日をもって営業を終了いたしました。			
吉祥寺PARCO	8,367	2.9	22.1				
渋谷PARCO	35,898	12.4	57.3				
錦糸町PARCO	10,428	3.6	19.7				
調布PARCO	18,851	6.5	8.3				
静岡PARCO	7,249	2.5	△5.5				
名古屋PARCO	30,942	10.7	15.0				
心齋橋PARCO	25,951	8.9	46.1				
広島PARCO	13,225	4.6	10.9				
福岡PARCO	24,371	8.4	23.5				

(2) 主要な事業内容

百貨店事業、ＳＣ事業、デベロッパー事業、決済・金融事業、その他として卸売業、駐車場業及びリース業等

(3) 主要な営業所

(百貨店事業)

名 称	所在地	名 称	所在地
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区	松坂屋名古屋店	名古屋市中区
本 社	東京都中央区	上野店	東京都台東区
大丸大阪・心斎橋店	大阪府大阪市北区	静岡店	静岡県葵区
大丸大阪・梅田店	大阪府大阪市北区	高槻店	大阪府高槻市
東京店	東京都千代田区		
京都店	京都市下京区	GINZA SIX	東京都中央区
神戸店	神戸市中央区	株式会社博多大丸	福岡市中央区
須磨店	神戸市須磨区	株式会社高知大丸	高知県高知市
芦屋店	兵庫県芦屋市		
札幌店	札幌市中央区		
下関店	山口県下関市		

(ＳＣ事業)

名 称	所在地	名 称	所在地
株式会社パルコ	東京都豊島区	調布PARCO	東京都調布市
本 社	東京都渋谷区	松本PARCO	長野県松本市
渋谷本部	札幌市中央区	静岡PARCO	静岡県葵区
札幌PARCO	仙台市青葉区	名古屋PARCO	名古屋市中区
仙台PARCO	さいたま市浦和区	心斎橋PARCO	大阪府大阪市中央区
浦和PARCO	埼玉県所沢市	広島PARCO	広島市中区
新所沢PARCO	東京都豊島区	福岡PARCO	福岡市中央区
池袋PARCO	東京都台東区		
PARCO_ya上野	東京都墨田区	Pedi (ペディ) 汐留	東京都港区
(上野フロンティアタワー)	東京都渋谷区	カトレヤプラザ伊勢佐木	横浜市中区
錦糸町PARCO	東京都西東京市	HAB@ (ハブアット) 熊本	熊本市中央区
渋谷PARCO	東京都武蔵野市	PARCO (SINGAPORE) PTE LTD	シンガポール
ひばりが丘PARCO			
吉祥寺PARCO			

(デベロッパー事業)

名 称	所在地	名 称	所在地
J.フロント都市開発株式会社	東京都渋谷区	心斎橋ZERO GATE	大阪府大阪市中央区
本 社	東京都台東区	三宮ZERO GATE	神戸市中央区
上野フロンティアタワー	東京都中央区	広島ZERO GATE	広島市中区
クロス銀座	札幌市中央区	BINO (ビーノ) 御徒町	東京都台東区
札幌ZERO GATE	東京都渋谷区	B I N O 銀座	東京都中央区
原宿ZERO GATE	川崎市川崎区	B I N O 栄	名古屋市中区
川崎ZERO GATE	名古屋市中区	B I N O 東洞院	京都市中京区
名古屋ZERO GATE	京都市下京区	他	
京都ZERO GATE			
株式会社パルコスペースシステムズ	東京都渋谷区	株式会社パルコデジタルマーケティング	東京都渋谷区
株式会社J.フロント建装	大阪府大阪市中央区		

(決済・金融事業)

名 称	所在地
J F R カード株式会社	本 社：大阪府高槻市 営業所：東京都3、大阪府2、京都市1、神戸市1、札幌市1、名古屋市1、静岡市1

(その他の子会社)

本 社：大阪府5社、名古屋市1社、東京都1社、上海1社、タイ1社

(4) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区 分	員 数
J.フロント リテイリング	185名
百貨店事業	2,945
S C 事業	496
デベロッパー事業	855
決済・金融事業	256
そ の 他	540
合 計	5,277

(注) 上記従業員のほかに、専任社員が1,170名、有期雇用の嘱託及びパートナー等が922名おります。

②当社の従業員の状況

員 数	平均年齢
185名	47.9歳

(注) 上記従業員のほかに、専任社員が4名、有期雇用の嘱託及びパートナー等が12名おります。

③主要な子会社の従業員の状況

名 称	員 数	平均年齢
株式会社大丸松坂屋百貨店	2,763名	49.2歳
株式会社パルコ	622	43.4

2. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	139百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	387百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 監査委員会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行った上で、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由に該当し、又は監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じ、これらにより当該会計監査人の解任又は不再任が相当であると判断されるに至ったときは、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任し、又は株主総会に提出する会計監査人の解任・不再任議案の決定を行うなど必要な対応を講じます。

(6) 監査委員会が会計監査人の再任を決定した理由

監査委員会が策定した会計監査人の評価基準に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査活動の適切性や妥当性などを評価した上で、総合的に検討を重ねた結果、このたびの再任を決定いたしました。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制＜内部統制システム構築の基本方針＞ (2023年5月25日改定)

本方針は、J. フロントリテイリング株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団をいいます。以下同じ。）における全体業務が適法且つ適正に遂行されるための内部統制システム構築に関する基本方針を定めたもので、この方針を具体的に推進することにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とします。

- ・当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会などの立場を踏まえた上で、透明・公正且つ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを実現することを目指し、経営の監督と執行の機能を明確に分離し、取締役会の業務執行に対する監督機能と意思決定機能を強化した指名委員会等設置会社制度を採用しています。
- ・最良のコーポレートガバナンスの構築に向けては、代表執行役社長が当社グループ内で様々なリスク（不確実性）に対してリスクテイクまたはリスクヘッジを行い、適正・効率的に業務を遂行できる内部統制の体制の構築が重要であると考えます。
- ・内部統制の体制とは、企業の持続的、安定的な成長実現に向けて、企業内部でリスク（不確実性）を統制するための企業が備えるべき仕組みであり、具体的には、以下のグループ管理体制、リスク管理体制、法令遵守体制、内部監査体制、監査委員会体制などの体制で構成されます。

I. グループ管理体制

① 取締役会

- ・取締役会は、監督機能として執行役及び取締役の職務の執行の監督を行います。
- ・取締役会は、会社法または定款に規定される事項のほか、グループビジョン、サステナビリティ方針、グループ中期経営計画などグループ経営の全体方針・計画、M&A、グループ資金計画、その他グループ経営に関する個別の重要な事項を協議・決議するものとします。これら以外の業務執行事項の決定については、意思決定及び執行の迅速化を図るため、グループ経営に重要な影響を及ぼすものを除き、執行に委任します。
- ・取締役会の監督行為、意思決定などについて、監督と執行の分離、取締役会における論議の実効性確保の観点から、当社株主と利益相反が生じるおそれがない独立社外取締役が全体の過半数の構成とします。
- ・客観的な経営の監督に対する実効性を確保するため、社外取締役に加えて、社内情報に精通した社内出身の業務執行を担わない非業務執行取締役を置きます。
- ・監督機能を一層強化しつつ、一方で円滑な取締役会運営を行う観点から、取締役会議長には、社内取締役から非業務執行取締役を選定します。

② 執行体制

- ・経営の監督と執行を明確に分離し、取締役会の監督機能を強化するとともに、執行への権限委譲を行い、迅速な経営の意思決定を行います。一方で、執行は、以下の体制を取ることで統制を図っていきます。
- ・執行組織として、戦略遂行の実効性とスピードアップを実現する最適な統括部を設置し、統括部長には執行役が就くこととします。
- ・代表執行役社長及び各統括部のミッションを明確にします。各部門はミッション及び組織・業務分掌規程に定める役割業務に基づき、具体的計画を策定し実行します。

- ・グループ経営の大きな方針、個別の重要案件などの策定を行うとともに、事業子会社の業務執行について、監督を行います。取締役会は、執行が策定した大きな方針・計画、個別重要案件の妥当性を論議・決定（承認）します。
- ・グループ経営会議、グループ政策会議、セグメント別中期経営計画進捗会議、関連事業業績・戦略検討会などでグループ経営の全体方針・計画などを論議するとともに、経営戦略の進捗確認、経営間での情報共有などを行います。
- ・グループ共通会計システムの原則導入及びグループ資金の集中管理の推進など、グループ全体の効率を上げるための体制を構築します。
- ・適正な資産評価に基づいた効率経営の実践や、当期利益重視の経営管理、財務情報の国際的な比較可能性を高めることによる海外投資家の利便性向上を目的として、国際会計基準（以下、IFRS）を任意適用します。

③ 内部統制推進体制

- ・代表執行役社長の指揮の下、執行の内部統制を強化するために、内部統制担当部門、担当者を設置し、当社及び事業子会社において、会社法における内部統制、及び金融商品取引法における内部統制の体制の整備・運用の管理を行います。
- ・内部統制担当部門は、監査委員会、内部監査部門、各統括部及び事業子会社などと連携し、情報共有を行うとともに、内部統制に不備が生じた場合には、これを改善します。
- ・財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連する法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するための社内体制を当社及び事業子会社に構築します。

II. リスク管理体制

- ・リスク管理経営に係る代表執行役社長の諮問機関として、代表執行役社長を委員長とし、執行役などをメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置します。
- ・リスクマネジメント委員会は、リスクの抽出及び評価、戦略に反映させるリスクの決定など重要事項を審議し、リスクマネジメントを経営の意思決定に活用します。なお、同委員会での審議内容については、適時に取締役会に報告します。
- ・リスク管理経営を推進するため、リスク管理担当役員を置きます。
また、リスク管理担当部門、担当者を設置し、当社及び事業子会社におけるリスク管理の支援・指導・モニタリングを行います。
- ・事業子会社にリスク管理担当部門、担当者を設置し、日常的にリスク管理の指揮を行います。
- ・大規模な地震、火災、事故などのハザードリスク発生時には、代表執行役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

III. 法令遵守体制

① コンプライアンス推進体制

- ・コンプライアンス管理経営に係る代表執行役社長の諮問機関として、代表執行役社長を委員長とし、顧問弁護士、執行役などをメンバーとするコンプライアンス委員会を設置します。
- ・コンプライアンス管理経営を推進するため、コンプライアンス担当役員を置きます。
また、コンプライアンス担当部門・担当者を設置し、当社及び事業子会社におけるコンプライアンス体制の整備及び浸透活動、その運用状況の監督を行います。
- ・事業子会社にコンプライアンス担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行います。

- ・コンプライアンス委員会は、事業子会社各社のコンプライアンス担当部門との連携を強化し、コンプライアンス体制の基盤整備や、運用状況の監督を継続的に実施し、法令・企業倫理等の遵守を推進するほか、重大なコンプライアンス事案が発現した際にはその対応策の策定等を行います。
なお、同委員会での審議内容については、適時に監査委員会に報告します。

② 内部通報制度

- ・社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置く当社グループの内部通報システムとして、当社及び事業子会社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループコンプライアンス・ホットライン」を設置します。
- ・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報を同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮をすること、通報者に対し、人事その他のあらゆる面での不利益な取り扱いを行わないことなどを方針として対応します。
- ・経営幹部に対するホットラインの通報は、直接監査委員会に入り、監査委員会からの指示を受ける体制を構築することで、独立性を有する通報ルートを確保します。

IV. 内部監査体制

- ・代表執行役社長の指揮の下に、独立した内部監査部門を設置します。内部監査部門は、内部監査規程に基づき、代表執行役社長の指示の下、当社及び事業子会社の監査を行い、または、業務監査結果を適正に報告させ、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及び事業子会社に指摘・助言・提案を行います。
- ・内部監査部門の責任者は、事業子会社内部監査部門に対し指示、指導、助言を行うとともに、事業子会社監査計画及び監査結果を第三者評価することで内部統制面の機能状況を代表執行役社長へ報告します。
- ・監査機能の強化を通じたコーポレートガバナンスの更なる充実に向け、代表執行役社長と監査委員会、内部監査部門の連携を明確にします。具体的には、報告対象を代表執行役社長と監査委員会とするデュアルレポート体制を取ります。その際、監査報告書と改善報告書を併せて報告を行うことで、迅速な対策を実現します。
- ・内部監査部門の責任者の任命及び異動については、監査委員会の事前の同意を得ることとし、またその人事考課に当たり、監査委員会は執行に対し意見を述べます。

V. 監査委員会体制

- ・監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行います。
- ・独立社外取締役と常勤の非業務執行取締役で構成し、透明性・客観性確保の観点から、委員長は独立社外取締役から選定します。
- ・監査委員会の職務をサポートする組織として、監査委員会事務局を設置します。
- ・監査委員会事務局員の任命・異動と監査委員会事務局の責任者の人事考課は、独立性を担保するために、監査委員会の事前の同意を得ることとします。
- ・監査委員会は、定期的に代表執行役社長と会合などをもち、情報の共有化を図ります。
また、必要に応じて当社の執行役及び取締役を監査委員会に出席させ、報告・意見を求めることができます。
- ・監査委員会は、定期的に内部監査部門と連携し、情報を共有化します。また、必要に応じて会計監査人、外部専門家などを監査委員会に出席させ、報告・意見を求めることができます。

- ・監査委員は、下記の事項についての監査状況を監査委員会にて報告します。
 - ・取締役会で決議または報告された事項
 - ・監査委員会が課題として取り上げた事項
 - ・内部監査の実施状況及びその結果（監査報告書、改善報告書など）
- ・監査委員は、グループ経営会議などへの出席、稟議書など業務執行に係る重要な文書の閲覧、必要に応じて事業子会社の役員及び従業員からの説明を求めることができます。
- ・事業子会社は、監査委員会から要請があった場合には、必要な監査報告書の提出その他の業務を行います。
- ・監査委員会は、グループ全体の監査の充実及び強化のため、事業子会社の監査役との定期的な会合などを持ちます。
- ・事業子会社の監査役の任命・異動については、監査委員会の同意を要するものとし、事業子会社の監査役は、監査委員会事務局員を兼務します。
- ・監査委員会は、職務の執行のために必要と思われる費用を当社に請求することができ、当社はそれを負担します。

VI. 情報保存管理体制

① 秘密情報管理

- ・執行役及び取締役の職務の執行に係る文書、並びに執行役及び取締役が主催する会議体の議事録と関連資料（ともに電磁的記録を含む）については、法令及び秘密情報管理規程に基づき、各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制を取ります。

② 情報セキュリティ管理

- ・システム部門の統括部長は、情報セキュリティポリシー、ITガバナンス方針に基づき、当社の情報セキュリティ管理を統括し、情報システムの管理状況などについて、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議及び代表執行役社長に報告を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制<内部統制システム構築の基本方針>の運用状況の概要（2023年度）

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における主な運用状況は、以下のとおりであります。

I. グループ管理体制

①取締役会

- 1) 取締役会は、監督と執行の分離、取締役会における論議の実効性確保の観点から、当社株主と利益相反が生じるおそれがない独立社外取締役が全体の過半数の構成としております。
- 2) 取締役会では、当社グループ経営に係る重要な事項について審議を重ねております。取締役会での指摘事項や課題については、執行に対し再報告を求め、改めて取締役会で協議するなど、PDCAサイクルを回すことに努めております。また、取締役会の論議をより充実させるため、取締役会に先立ち社外取締役に対して事前の説明会を行っております。これらの取り組みにより、取締役会の実効性の向上を図っております。
- 3) 当事業年度は15回開催し、会社法または定款に規定される事項のほか、2023年度までの中期経営計画のモニタリング、2024年度からの新中期経営計画の審議のほか、スタイリングライフ・ホールディングス株式の売却などについて論議しました。また、「内部統制システム構築の基本方針」に定める各事項については、整備・運用状況进行评估し、重要な不備は存在しないことを確認しております。
- 4) 毎年度、第三者機関を活用した取締役会実効性評価を実施し、顕在化した課題を解決することで、取締役会の一層の実効性向上に継続的に取り組んでおります。

②執行体制

- 1) 当社は、執行組織として、戦略実行の実効性とスピードアップを実現する最適な統括部を設置しております。代表執行役社長のミッションを受け、中期経営計画、年度実行計画を実現するために統括部長である執行役が各統括部のミッションを作成しております。各統括部は、自部門のミッション及び業務分掌に基づき、業務執行及び事業子会社の経営管理、サポートを行っております。
- 2) 持株会社である当社は、グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ年度経営方針の企画・立案・浸透及びこれらの進捗・成果管理、事業ポートフォリオマネジメント（経営資源の最適配分）、グループ全体の人財マネジメント、株主マネジメントやグループ全体のコーポレートガバナンスの確立などを役割・責務としております。事業子会社の業務執行事項については、経営判断の迅速化・経営責任の明確化を図るため、グループ経営に重要な影響を及ぼす事項を除き事業会社に権限を委任するための基準を設定し、その基準に基づいた運用を行っております。
- 3) 当社は、役割を明確に定めた執行の会議体を複数設置しております。グループ経営会議はグループ経営の全体方針・計画など取締役会に付議する重要事項を中心に論議し、またグループ政策会議やセグメント別中期経営計画進捗会議、関連事業業績・戦略検討会などにおいて論議確認を行うことで、迅速な経営判断に繋げております。
- 4) グループ共通会計システムを原則導入し、業務の効率化を推進するとともに、キャッシュ・マネジメントシステムによるグループ資金調達の一元化と効率化を推進しております。

③内部統制推進体制

- 1) 代表執行役社長の指揮の下、内部統制担当部門、担当者を設置し、当社及び事業子会社において、会社法における内部統制及び金融商品取引法における内部統制の体制の整備・運用の管理を行っております。
- 2) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連する法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するための社内体制を、当社及び事業子会社で整備・運用しております。
- 3) 当事業年度は、開示すべき重要な不備は見られず、その旨を監査委員会、取締役会に報告しております。

II. リスク管理体制

- 1) 当社は、リスク管理経営に係る代表執行役社長の諮問機関として、代表執行役社長を委員長とし、執行役及び事業子会社社長などをメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置しております。
- 2) リスクマネジメント委員会は、定期的にリスク（不確実性）について論議し、リスク（不確実性）の識別及び評価を行い、優先順位をつけて戦略に反映するとともに、対応策のモニタリングを行い、取締役会に報告を行っております。
- 3) 当事業年度は4回開催し、マクロ環境分析やリスクサーベイを踏まえて現状の当社グループにおけるリスクについて論議しました。また、2024年度から新中期経営計画がスタートするにあたり、戦略の起点となるリスクマネジメントについて、リスク抽出方法や中期経営計画期間に対応すべき重要なリスク（グループ重要リスク）について論議・決定しました。
- 4) 大規模な地震、火災、事故などのハザードリスク発生については、代表執行役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる体制を取っております。
当事業年度においても「危機管理規程」および大規模自然災害を想定した「事業継続マニュアル」に基づき、事業会社においてBCP訓練を複数回実施するなど幅広い危機事象への対応能力の向上に継続して努めております。感染症についても、危機管理規程に基づく「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の下、お客様と従業員の安心安全を第一として、集団感染を防止するための衛生管理と感染拡大予防対策を講じております。

III. 法令遵守体制

①コンプライアンス推進体制

- 1) 当社は、コンプライアンス経営に係る代表執行役社長の諮問機関として、代表執行役社長を委員長とし、顧問弁護士、執行役などをメンバーとするコンプライアンス委員会を設置しております。
- 2) 事業子会社にもコンプライアンス担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督・指揮を行っております。
- 3) 当事業年度は、コンプライアンス委員会を4回開催し、当社グループ内の組織風土上の課題と改革の取り組み等について論議を行いました。また内部通報制度の集計状況を踏まえ、対応について協議を行いました。
- 4) コンプライアンスの取り組み浸透を図るため、グループ各社のコンプライアンス担当者による会議を年4回開催し、グループ全体のコンプライアンス意識及び活動の向上を図っております。また、JFRの役員及びグループ各社新任管理職を対象として、コンプライアンス・企業風土をテーマとした研修を実施いたしました。

②内部通報制度

- 1) 当社は、社内及び社外（顧問弁護士）に通報窓口を置き、当社及び事業会社で勤務するすべての者が利用できる内部通報システム（JFRグループコンプライアンス・ホットライン）を設置しております。
- 2) 経営幹部に対するホットラインの通報は、窓口から監査委員会に直接伝えられ、監査委員会からの指示を受ける体制を構築しております。
- 3) 当事業年度は、社内ポータルサイトにおいて通知内容の分析や対応状況を掲載するなどグループ各社従業員に向け制度の浸透及び理解の促進を図りました。その結果、人事労務関係など61件の通報があり、事務局を中心に対応しております。

IV. 内部監査体制

- 1) 当社は、代表執行役社長の下、独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社及び事業会社の業務監査に加え、コーポレートガバナンス体制、リスクマネジメント体制、コンプライアンスマネジメント体制の適法性、有効性を検証・評価しております。
- 2) 代表執行役社長及び監査委員会へのデュアルレポート体制を取っており、監査結果及び監査指摘事項に対する改善策を定期的に報告しております。改善策に対する経営からの指示事項については、被監査部門と連携し、迅速な課題対応を行っております。

- 3) リモート監査体制を構築しており、現場往査と併用し監査を実施しております。当事業年度は、労働施策総合推進法や独占禁止法などの法令遵守状況、規程類・業務ルールの整備及び遵守状況などの業務監査に加え、「構造改革進捗状況」「DX戦略遂行状況」などをテーマとした監査を行いました。

V. 監査委員会体制

- 1) 監査委員会は、社外取締役を監査委員長とし、社内取締役である非業務執行取締役を含む5名で構成しております。
- 2) 監査委員会は、取締役会で決定した全体方針・計画に則して、執行役及び取締役の職務執行を監査するほか、取締役会に付議する重要案件その他監査委員会が必要と認める個別案件について監査するとともに、内部統制の構築・運用状況について監査を実施し、監査報告を作成しております。
- 3) 監査委員会は、会計監査人から監査開始前に監査の方針及び計画の説明を受けるとともに、監査の実施結果について説明・報告を受け一方、監査項目について要望を表明するなど、定期的な意見交換を実施しております。内部監査室からは定期的に監査報告を受け、内部監査により判明した課題の改善状況について確認を行っております。また、グループ会社監査役とは定例の会議を通じて、監査上の課題認識などの共有と意見交換を緊密に行っております。
- 4) 監査委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常勤監査委員がグループ経営会議など重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧しております。
- 5) 当事業年度は、監査委員会を24回開催し、同委員会とは別に「監査委員ミーティング」において、当社全執行役の職務執行監査を行いました。これらを通じ、事業ポートフォリオ変革他、グループ方針に基づく計画進捗、及び健全で持続的な企業体制の維持・向上の状況等に関するモニタリングを行いました。

VI. 情報保存管理体制

①秘密情報管理

当社は、執行役及び取締役の職務の執行に係る文書、並びに執行役及び取締役が主催する会議体の議事録と関連資料（ともに電磁的記録を含む）について、法令や社内規程に基づき、各所管部門が情報の保存・管理を適切に行っております。

②情報セキュリティ管理

当社は、情報セキュリティポリシー、ITガバナンス方針を制定してグループ内で共有し、それに基づき各所管部門が情報セキュリティ管理を行っております。また情報システムの管理状況などは、定期的及び必要に応じて、取締役会、監査委員会、グループ経営会議で報告を行っております。

ITに係る潜在リスクを最小化し企業価値向上を果たすことを目的に、「ITガバナンス方針・規程・細則」に基づくITガバナンス定例会・システム開発協議会などを通じてIT戦略の策定から実行までの一連の活動を統制するとともに、標的型攻撃メール訓練やインシデント対応訓練を継続的に実施するなど情報セキュリティポリシー遵守に向けた取り組みを推進しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

I. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、これを向上していくことを可能とする者であることが必要であるものと考えております。

当社は、当社が上場会社であることから、当社の株主の在り方については、一般的には金融商品取引所における自由な市場取引を通じて決まるものであり、特定の株主又は特定の株主グループによって当社株式の一定規模以上の取得行為（以下「大量取得行為」といいます。）が行われる場合であっても、当該大量取得行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、これに応じるか否かについては、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得行為の中には、その目的等からして当社グループの企業価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が大量取得者の提案内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社グループの企業価値を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者（以下「大量取得者」といいます。）は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、当社は、このような大量取得行為に対しては、大量取得者による情報提供並びに当社取締役会による検討及び評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止するため、当社取締役会及び株主の皆様が大量取得者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することこそが、株主の皆様から当社経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、大丸・松坂屋の創業以来、その企業理念、伝統精神である「先義後利（義を先にして利を後にする者は栄える）」、「諸悪莫作 衆善奉行（諸悪をなすなかれ、多くの善行を行え）」、「人の利するところにおいて、われも利する」に基づき、永年にわたって呉服商、百貨店業を営んでまいりました。

当社は、当社グループの企業価値の源泉は、これらの理念、精神に基づくことにより築き上げられてきた、お客様及び社会との信頼関係にあるものと考えております。

そこで、当社は、これらの理念、精神に共通する「お客様第一主義」、「社会への貢献」を体現するため、当社グループの基本理念として「時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超えるご満足の実現を目指す」、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指す」ことを掲げ、この基本理念に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資するため、当社グループのビジョンである“くらしの「あたらしい幸せ」を發明する。”の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでおります。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、現在のところ、大量取得者が出現した場合の具体的な取り組み、いわゆる買収防衛策について特にこれを定めてはおりません。

しかしながら、大量取得者が出現した場合には、当社グループの企業価値の毀損を防止するため、大量取得者の属性、大量取得行為の目的、大量取得者が提案する財務及び事業の方針、株主の皆様及び当社グループのお客様・お取引先様・従業員・当社グループを取り巻く地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針など、大量取得者に関するこれらの情報を把握した上で、当該大量取得行為が当社グループの企業価値に及ぼす影響を慎重に検討する必要があるものと考えております。

したがって、このような場合には、当社は、当社経営陣及び社内取締役から独立した立場にある社外取締役及び有識者を構成員とする独立委員会を設置し、その勧告意見を踏まえた上で、当該大量取得者が前記の基本方針に照らして不適切な者であると判断される場合は、必要かつ相当な対応を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する所存です。

IV. 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社グループで策定するさまざまな施策は、当社グループの基本理念に基づいて策定されており、当社グループの企業価値の源泉であるお客様及び社会との信頼関係のさらなる構築を目指すものであります。したがって、これらの施策は、基本方針の内容に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

また、基本方針に照らして不適切な者であると判断される大量取得者に対して必要かつ相当な対応を講じることについては、当社経営陣及び社内取締役からの独立性が確保されている独立委員会の勧告意見を踏まえて判断することにより、その判断の公正性・中立性・合理性が担保されており、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないとともに、当社の会社役員の地位の維持をその目的とするものではないと考えております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、「国際会計基準（以下、IFRS）」に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 21社

主要な連結子会社は、「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (8) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

2023年11月14日に当社連結子会社である台湾大丸興業股份有限公司が清算終了したため、連結の範囲から除外いたしました。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社 9社

主要な持分法適用関連会社は、銀座六丁目開発特定目的会社等であります。株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは2023年9月27日付で全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外いたしました。また、2024年2月9日付でJ&Dリージョナル・デベロップメント株式会社を共同出資により設立し、持分法適用の範囲に含めております。

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、追加的に当社の決算期で計算書類を作成する等の調整を行っております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の所在する現地の法制度上不可能である等の理由により、子会社の計算書類の決算期が当社の決算期である2月末と異なる子会社については、追加的に当社の決算期で計算書類を作成する等の調整を行っておりません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別計算書類を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、非貨幣性項目に係る利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に計上しております。

② 在外子会社等の計算書類

在外子会社等の資産及び負債については期末日の為替レートを用いて日本円に換算しております。在外子会社等の収益及び費用については、当該期間の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。為替レートに著しい変動がある場合には、取引日の為替レートを用いて換算します。

在外子会社等の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外子会社等の換算差額は、在外子会社等が処分された期間に損益として認識されます。

(2) 重要な資産の評価基準、評価方法及び減価償却資産の減価償却の方法

① 金融商品

(i) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。

(a) 償却原価で測定する金融資産

負債性金融商品に対する投資のうち、契約上のキャッシュ・フローが、特定日に支払われる元本及び利息から構成され、かつ当社グループが、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有している場合には、当該負債性金融商品を実効金利法を用いて償却原価で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTOCIの金融資産）

負債性金融商品に対する投資のうち、契約上のキャッシュ・フローが、特定日に支払われる元本及び利息から構成され、かつ当社グループが、契約上のキャッシュ・フローの回収及び当該金融資産の売却の双方を目的とする事業モデルに基づいて保有している場合には、当該負債性金融商品を公正価値で測定しております。

売買目的保有ではない資本性金融商品に対する投資について、当社グループは、当初認識時に公正価値で測定し、その変動を、その他の包括利益で認識するという選択（撤回不能）を行う場合があります。この場合、公正価値の変動は、その他の包括利益（純損益に組替調整されません）で認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、当該金融資産の認識を中止した場合に、その累積額を利益剰余金に振替えております。なお、配当金については、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き純損益で認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTPLの金融資産）

上記以外の金融資産は、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

当社グループは、いずれの負債性金融商品も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定しておりません。

(d) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品の減損の認識にあたって、期末日ごとに対象となる金融資産又は金融資産グループに当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかに基づいております。具体的には、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方、当初認識時点から信用リスクの著しい増加があった場合には、残存期間にわたる予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しております。

当社グループの通常の取引より生じる営業債権については、回収までの期間が短いため、簡便的に過去の信用損失に基づいて、当初から残存期間にわたる予想信用損失を認識しております。

(e) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産・負債として認識しております。

(ii) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、金融負債を当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しております。

非デリバティブ金融負債には、借入金、社債、営業債務、その他の短期債務、全国百貨店共通商品券及び預り金等が含まれ、公正価値で当初認識し、実効金利法に基づき償却原価で事後測定しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

(iii) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

② 非金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から見積販売費用等を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されており、購入原価、現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。

(ii) 売却目的で保有する資産

非流動資産の帳簿価額が、継続的使用よりも、主として売却取引により回収される場合に、当該資産（又は処分グループ）は、「売却目的で保有する資産」として分類しております。

売却目的で保有する資産は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定します。

「売却目的で保有する資産」に分類後の有形固定資産、無形資産及び投資不動産については、減価償却及び償却は行っておりません。

③ 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	2-60年
・機械運搬具	2-20年
・器具装置及び備品	2-20年

④ のれん

当社グループはのれんを、取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、毎年度又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上されません。

⑤ 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。また、耐用年数を確定できない重要な無形資産はありません。

・ソフトウェア	5-10年
---------	-------

⑥ 使用権資産

当社グループは、使用権資産をリースの開始日に認識し、取得原価で当初測定を行っております。当該取得原価は、リース負債の当初測定の金額、リース開始日より前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したもの、および発生した当初直接コストから構成されております。

使用権資産は、当初測定後、リース期間にわたり定額法を用いて減価償却しております。リース期間については、リースの解約不能期間に、延長することが合理的に確実である期間、および、解約しないことが合理的に確実な期間を加えた期間を加味し決定しています。また、使用権資産が減損した場合は、減損損失を使用権資産の帳簿価額から減額しております。

使用権資産は、開始日から主に2年から73年にわたって定額法で減価償却しております。

⑦ リース負債

リース負債は、リースの開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しております。現在価値計算においては、リースの計算利率が容易に算定できる場合、当該利率を割引率として使用し、そうでない場合は、借手の追加借入利率を使用しております。

リース負債の測定に使用するリース料には、主に固定リース料、リース期間がリース延長オプションの行使を反映している場合、延長期間のリース料、およびリース期間がリース解約オプションの行使を反映している場合その解約に伴う手数料が含まれます。

当初測定後、リース負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。そのうえで、指数またはレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、または延長オプションや解約オプションの行使可能性の評価に変更が生じた場合、リース負債を再測定しております。

リース負債を再測定した場合、使用権資産の帳簿価額もリース負債の再測定の金額で修正します。ただ

し、リース負債の再測定による負債の減少額が使用権資産の帳簿価額より大きい場合、使用権資産をゼロまで減額したあとの金額は純損益で認識します。

⑧ 投資不動産

投資不動産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。（減価償却の方法、及び耐用年数については、「③ 有形固定資産」をご参照下さい。）

⑨ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。

のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。過去に認識した減損損失は、減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に、回収可能価額まで減損損失を戻し入れております。ただし、のれんに関連する減損損失は戻入を行っておりません。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。引当金は、貨幣の時間的価値による影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

賃借終了時に原状回復義務のある貸借店舗・事務所等の原状回復費用等の見込額について、資産除去債務を計上しております。

事業整理損失引当金

事業整理、店舗の閉鎖又は建替えにより、将来発生すると見込まれる店舗の解体費用等の法的又は推定的債務を計上しております。

(4) 収益の計上基準

下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額を収益として認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、持株会社体制の下、百貨店事業を中心としてSC事業、デベロッパー事業、決済・金融事業などの事業を展開しております。各事業の収益の計上基準については下記のとおりです。

① セグメント別の収益の計上基準

(i) 百貨店事業

百貨店事業は、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っております。このような物品販売については、多くの場合、物品を顧客に引き渡した時点で、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点において収益を認識しております。物品代金は主に履行義務の充足時点である物品引渡時に受領しております。

(ii) SC事業

SC事業は、ショッピングセンターの開発、経営、管理、運営、並びに身回品・雑貨等の販売を行っております。

サービスの提供については、継続的に提供しており履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断していることから、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

身回品・雑貨等の販売については、多くの場合、物品を顧客に引き渡した時点で、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点において収益を認識しております。物品代金は履行義務の充足時点である物品引渡時に受領しております。

ショッピングセンターの賃貸等による収益は、IFRS第16号に従い、そのリース期間にわたって賃貸収益を認識しております。

(iii) デベロッパー事業

デベロッパー事業は、不動産の開発、販売、管理、運営、内装工事等を行っております。

不動産の賃貸等による収益は、IFRS第16号に従い、そのリース期間にわたって賃貸収益を認識しております。

不動産の販売による収益は、当該引渡時点において収益を計上しております。

内装工事の設計及び施工については、工事契約の成果が信頼性をもって見積もることができる場合は、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。工事契約の成果が信頼性をもって見積もれない場合は、発生した工事契約原価のうち回収される可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

(iv) 決済・金融事業

決済・金融事業は、クレジットカードの発行と運営等を行っております。

決済・金融事業においては、会員からの年会費、百貨店及び外部加盟店からの手数料を収益として認識しております。なお、割賦販売利息に関しては、リボルビング残高、分割支払回数に対して、それぞれ一定の利率を乗じた利息収益をIFRS第9号に従い、その利息の属する期間に認識をしております。

(v) その他

その他のうち、卸売業における電子部品、自動車部品、産業資材、酒類等の製品・商品の販売については、多くの場合、物品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該物品の引渡時点で収益を認識しております。

② 収益の総額と純額表示

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた純額で収益を表示しております。

(5) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されており、その他の包括利益で認識される項目等を除き、純損益として認識しております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定または実質的に制定されている法律に基づいて一時差異が解消される際に適用されると予測される税率によって測定されます。

繰延税金資産は将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除のうち、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識した上で、毎連結会計年度末日に回収可能性を見直しております。繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識しております。

当社及び一部の子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(6) 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度（企業年金基金制度、退職一時金制度等）を設けているほか、一部の連結子会社については確定拠出制度を導入しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付に係る負債又は資産の純額の再測定はその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えております。再測定は、確定給付制度債務に係る数理計算上の差異、制度資産に係る収益（制度資産に係る利息収益の金額を除く）等で構成されております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

(7) 株式報酬

当社は、グループビジョンの実現に向けた中期経営計画の着実な遂行をはかるため、信託を活用した役員向け株式対価報酬制度（役員報酬B I P信託）を採用しております。役員報酬B I P信託とは、中期経営計画等の目標達成度に応じて、当社株式を役員に交付（一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付）する制度であります。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産、使用権資産、無形資産及び投資不動産

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、無形資産及び投資不動産が減損している可能性を示す兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を計上しております。

回収可能価額は主として使用価値によっており、使用価値の算定の見積り要素を、資産の使用から生み出される将来キャッシュ・フロー、最終的な処分から生み出される将来キャッシュ・フロー及び割引率を見積もっております。

将来キャッシュ・フローの予測期間は、関連する資産の残存耐用年数等を考慮して見積もっております。

割引前将来キャッシュ・フローについては、事業計画を基礎として見積もっており、主要な仮定は、国内個人消費動向の予測及びインバウンド需要の見通し、並びに事業計画後の売上成長率であります。

国内個人消費動向の予測については複数の外部専門機関の予測動向を基に、事業計画における施策の効果を織込み、該当する主要な事業セグメント毎に翌年度以降の売上収益を設定しております。また、インバウンド需要の見通しにおいても、外部機関の国際輸送予測、観光需要予測を基にシナリオ設定し、その範囲での需要を想定しています。

社会情勢・経済情勢の変化による消費影響の変化等についても予測は困難ではありますが一定の仮定を置き国内個人消費動向の予測に織込んでおります。

事業計画後の成長率は関連する市場の長期成長率等を勘案して決定しております。このような見積りは、経営者による最善の見積りによって行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、連結計算書類上の減損損失と百貨店事業セグメント及びS C事業セグメントにおける非流動資産金額は以下のとおりです。

	百貨店事業	S C事業
減損損失	1,654百万円	29百万円
有形固定資産	228,220百万円	201,597百万円
使用権資産	62,001百万円	54,987百万円
無形資産	3,799百万円	871百万円
投資不動産	109,518百万円	5,050百万円

2. 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、スケジュールリングの結果、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識しています。

回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて決定した各将来事業年度の課税所得等の見積りを前提としております。

事業計画における主要な仮定は、百貨店事業、S C事業、決済・金融事業セグメントについては、国内個人消費動向の予測及びインバウンド需要の見通し等を織込んだ市場の成長率を基に、それぞれの事業計画の効果を織込んだ売上収益、また、デベロッパー事業セグメントについても、事業計画における新たな開発案件を織込んだ売上収益及び各セグメントにおける事業構造改革によるコスト削減の効果を考慮した営業利益の予測です。

このような重要な仮定は、経営者による最善の見積りによって行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があり、大幅な見直しが必要となった場合、翌期以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、連結計算書類上の繰延税金資産は以下のとおりであります。

繰延税金資産 3,636百万円

3. 退職後給付

当社グループは、従業員及び退職者に対して確定給付型及び確定拠出型の退職後給付制度を有しております。

確定給付制度債務の現在価値、勤務費用等は、様々な数理計算上の仮定に基づいて算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、将来の給与支給、制度からの将来の脱退者、加入者の平均余命など、様々な要素の見積りをしております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、連結計算書類上の退職給付に係る負債は以下のとおりであります。

退職給付に係る負債 15,980百万円

4. リース期間の決定及び見直し

当社グループは、リース期間について、リースの解約不能期間に、延長することが合理的に確実である期間、及び解約しないことが合理的に確実な期間を加えた期間を加味し決定しています。具体的には、リース期間を延長又は短縮することによる賃借料の変動、解約違約金の有無、重要な賃借物件の造作設備等の投資回収期間を考慮の上、合理的に確実な期間を見積もっております。

百貨店事業における借手の不動産リースについて、母店及び母店に紐付く物件は、各店舗ごとに、次回の大規模改装計画発生時又は次期中期経営計画決定時にリース期間の見直しを行う可能性があります。リース期間の見直しが必要となった場合、翌期以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、連結計算書類上のリース負債は以下のとおりであります。

リース負債 150,450百万円

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 営業債権及びその他の債権	111百万円
(2) その他の金融資産	4,829百万円

2. 減価償却の累計額合計

(1) 有形固定資産	346,212百万円
(2) 使用権資産	152,247百万円
(3) 投資不動産	37,161百万円

3. 投資不動産の保有目的の変更

デベロッパー事業での一部の投資不動産について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、土地2,010百万円を棚卸資産へ振替えております。

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

その他の金融資産	220百万円
その他	148百万円
計	369百万円

(2) 担保に係る債務

営業債務及びその他の債務	356百万円
計	356百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他の営業収益

固定資産売却益(注1)	757百万円
関係会社株式売却益(注2)	760百万円
その他助成金	150百万円
その他	2,005百万円
計	3,673百万円

(注1) SC事業、卸売業、デベロッパー事業等における保有不動産を売却したことによる売却益であります。

(注2) 株式会社スタイリングライフ・ホールディングスの全株式を譲渡したことによる売却益であります。

2. その他の営業費用

固定資産処分損	1,302百万円
減損損失(注)	2,310百万円
その他	1,342百万円
計	4,955百万円

(注) 当連結会計年度の減損損失2,310百万円の主な内訳は、百貨店事業の1,654百万円、その他の446百万円、デベロッパー事業の179百万円であります。

百貨店事業につきましては、株式会社大丸松坂屋百貨店の大丸下関店の収益性が低下したため、建物及び構築物、土地等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額980百万円を減損損失として認識いたしました。なお、当該資金生成単位の回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。また、株式会社高知大丸の収益性が低下したため、建物及び構築物、使用権資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額674百万円を減損損失として認識いたしました。なお、当該資金生成単位の回収可能価額は使用価値により測定しており将来の収益性などを勘案した将来キャッシュ・フローを測定時のW

ACCを基礎とした税引前割引率である5.1%で割り引いて算出しております。

その他につきましては、主に株式会社XENOZの収益性が低下したため、のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額435百万円を減損損失として認識いたしました。なお、当該資金生成単位の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来の収益性などを勘案した将来キャッシュ・フローを測定時のWACCを基礎とした税引前割引率である16.6%で割り引いて算出しております。

デベロッパー事業につきましては、J. フロント都市開発株式会社の広島ゼロゲートの営業終了が決定したため、投資不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額179百万円を減損損失として認識いたしました。なお、当該資金生成単位の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来の収益性などを勘案した将来キャッシュ・フローを測定時のWACCを基礎とした税引前割引率である4.0%で割り引いて算出しております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 270,565,764株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月11日 取締役会	普通株式	4,228	16.00	2023年2月28日	2023年5月2日
2023年10月10日 取締役会	普通株式	4,228	16.00	2023年8月31日	2023年11月13日

(注1) 2023年4月11日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の保有する当社株式に対する配当金36百万円が含まれております。

(注2) 2023年10月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の保有する当社株式に対する配当金34百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,285	20.00	2024年2月29日	2024年5月7日

(注) 2024年4月15日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託の保有する当社株式に対する配当金42百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

財務上のリスク管理方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、取引先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当該リスクに関しては、当社グループ各社において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額となります。これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものはありません。

当社グループは、当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかを検討し、貸倒引当金を設定しております。具体的には、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として測定しております。

一方、当初認識時点から信用リスクの著しい増加があった場合には、全期間にわたる予想信用損失を貸倒引当金として測定しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しております。上記にかかわらず、重要な金融要素を含んでいない営業債権及びリース債権等については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

これらの予想信用損失の測定にあたっては、過年度の貸倒実績や債権の延滞状況、債権者の財務状況等、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測について、期末日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。信用リスクが著しく増加していない金融資産及び重要な金融要素を含んでいない営業債権等の予想信用損失は、信用リスク特性がほぼ同質的であることから全体を一つのグループとして設定し、過去の信用損失の実績に基づき集散的に評価しております。

信用リスクが著しく増加した金融資産及び信用減損金融資産の予想信用損失は、過去の信用損失の実績及び将来の回収可能見込額等を加味し、個別で評価しております。

債務者が、支払期限到来後90日以内に支払いを行わない場合、債務不履行としております。

当社グループは、金融資産の全部又は一部が回収不能と評価され、信用調査の結果償却することが適切であると判断した場合、信用減損している金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の支払義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とのコミットメントライン契約及び当座借越契約により十分な手許流動性を確保するなどして、流動性リスクを管理しております。

(3) 為替リスク管理

当社グループは、外貨建の取引を行っており、外国通貨の対日本円での為替変動リスクに晒されておりますが、税引前利益に与える影響は軽微であります。

(4) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。

当社グループは、このような金利変動リスクを軽減するために、金利スワップ取引を行うことなどにより当該リスクをヘッジしております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2024年2月29日における帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額 (※)	公正価値 (※)	差 額
資産			
(1) 現金及び現金同等物	71,342	71,342	—
(2) 営業債権及びその他の債権	143,321	143,321	—
(3) デリバティブ	25	25	—
(4) その他の金融資産	83,448	83,847	399
負債			
(5) 営業債務及びその他の債務	(151,230)	(151,230)	—
(6) その他の金融負債	(63,161)	(63,161)	—
(7) 借入金	(134,080)	(133,000)	△ 1,079
(8) 社債	(79,868)	(79,257)	△ 611

(※) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注) 公正価値の算定方法

- (1) 現金及び現金同等物、(2) 営業債権及びその他の債権、(4) その他の金融資産（流動）、(5) 営業債務及びその他の債務、(6) その他の金融負債（流動）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) デリバティブ（資産）

デリバティブは、損益を通じて公正価値で測定する金融資産として、金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

- (4) その他の金融資産（非流動）、(6) その他の金融負債（非流動）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については、割引将来キャッシュ・フロー、収益及び純資産に基づく評価モデル及び類似企業比較法等により算定しております。

償却原価で測定されるその他の金融資産又はその他の金融負債は、主に差入敷金及び保証金又は預り敷金及び保証金となり、これらの公正価値については将来キャッシュ・フローを現在の市場利子率で割り引いた現在価値等により算定しております。

- (7) 借入金、(8) 社債

社債は、日本証券業協会等の売買参考統計値を用いて公正価値を見積もっております。借入金は、主として将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値により測定する金融商品の公正価値は以下のとおりであります。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告日において認識しております。なお、当連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2及びレベル3の間の振替はありません。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ金融資産	-	25	-	25
その他の金融資産	-	127	464	592
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	2,181	63	17,123	19,368
合計	2,181	217	17,588	19,986
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融負債	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(2) 公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債の公正価値ヒエラルキー償却原価で測定される金融商品の公正価値は、以下のとおりであります。

なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次表に含めておりません。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
償却原価で測定する金融資産				
その他の金融資産（非流動）	-	3,252	49,220	52,473
合計	-	3,252	49,220	52,473
負債：				
償却原価で測定する金融負債				
借入金	-	133,000	-	133,000
社債	-	79,257	-	79,257
その他の金融負債（非流動）	-	-	34,798	34,798
合計	-	212,257	34,798	247,055

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の建物等を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	当連結会計年度末の公正価値
181,985	289,151

(注1) 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の公正価値は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額等であり、その他の物件については指標等を用いて自社で調整を行った金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当社グループは、「百貨店事業」、「SC事業」、「デベロッパー事業」、「決済・金融事業」という4つのセグメントを報告しております。当該報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。分解した収益と各セグメントとの関連は次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント		売上収益
百貨店事業	大丸 大阪・心斎橋店	32,768
	大阪・梅田店	18,047
	東京店	21,130
	京都店	19,067
	神戸店	27,236
	札幌店	20,575
	松坂屋 名古屋店	37,144
	上野店	8,439
	その他店舗等	54,715
	セグメント間売上収益の消去	△496
		238,629
SC事業	パルコ	57,872
	その他	71
	セグメント間売上収益の消去	△1,080
		56,864
デベロッパー事業	J.フロント都市開発	19,478
	パルコスペースシステムズ	22,631
	J.フロント建装	35,902
	その他	405
	セグメント間売上収益の消去	△11,559
		66,859
決済・金融事業	決済・金融事業	13,115
	セグメント間売上収益の消去	△6,967
		6,148
その他	その他	51,925
	セグメント間売上収益の消去	△13,420
		38,505
合計		407,006
売上収益	顧客との契約から生じた収益	341,462
	その他の源泉から生じた収益	65,543
		407,006

(注) 「百貨店事業」「SC事業」「デベロッパー事業」の区分は、IFRS第16号に基づくリース収益を含んでおり、「決済・金融事業」の区分は、IFRS第9号に基づく利息収益を含んでおります。なお、リース収益及び利息収益は「その他の源泉から生じた収益」に含めております。「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業、駐車場業及びリース業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項 (4) 収益の計上基準をご参照ください。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

当社グループの契約残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権	94,129	98,071
契約資産	6,832	6,821
契約負債	39,988	38,784

(注) 1 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は主に当社グループが発行しているクレジットカードの利用に伴う債権等で構成されており、当該金額には代理人取引として第三者のために回収した金額も含めております。これらの債権の回収期間は主に1～2ヶ月以内です。

2 契約資産

契約資産は、主に請負工事契約に関連して認識された、一連の履行に沿って当社グループが顧客から支払いを受領する場合に生じる顧客に対する権利に係るものであります。当社グループは、完了した作業に対する契約資産を前もって認識することになり、顧客の検収を受け、請求した時点で営業債権に振り替えられます。

契約資産は、連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権に含めております。

3 契約負債

契約負債は、契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

契約負債は、連結財政状態計算書においてその他の流動負債に含めております。

前連結会計年度末における契約負債のうち、当連結会計年度において収益に認識した金額は18,793百万円であります。

過去の期間に充足または部分的に充足した履行義務について、売上収益に認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において発生しておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格について、当社グループは工事の完成に向けた進捗、商品券・ポイントの実際の利用、及び年会費のサービスの履行に応じて収益を認識します。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
1年以内	39,886	37,499
1年超2年以内	11,376	18,301
2年超	7,666	7,470
合計	58,929	63,271

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,453円71銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 114円06銭 |

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

(重要な後発事象)

当社は、2024年4月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しました。

1. 取得の理由

当社は、2024年4月15日に公表しました「2024-2026年度 中期経営計画」において、中長期的な資本収益性の向上を図るため、「収益を伴う成長の実現」と「自己資本額の適正化、株主還元強化」を図ることとしました。本件は、この方針に基づき実施するものです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

8,000,000株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合3.03%)

(3) 株式の取得価額の総額

100億円 (上限)

(4) 取得期間

2024年5月1日～2024年7月31日

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け (証券会社による取引一任方式)

計算書類

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

J. フロント リテイリング株式会社

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産)		(負債)	
流動資産	180,959	流動負債	135,118
現金及び預金	62,904	短期借入金	34,330
関係会社短期貸付金	113,565	社債	20,000
未収入金	4,804	未払金	450
その他	184	未払法人税等	132
貸倒引当金	△500	未払費用	899
		関係会社預り金	78,408
		預り金	390
		賞与引当金	236
		役員賞与引当金	104
		役員報酬BIP信託引当金	168
固定資産	458,372	固定負債	159,169
有形固定資産	189	社債	60,000
建物及び構築物	160	長期借入金	96,750
その他	28	資産除去債務	76
		長期預り金役員株式信託	1,150
		役員報酬BIP信託引当金	1,192
無形固定資産	2,221	負債合計	294,288
ソフトウェア	2,221	(純資産)	
投資その他の資産	455,962	株主資本	345,046
投資有価証券	2,067	資本金	31,974
関係会社株式	367,906	資本剰余金	248,874
関係会社長期貸付金	85,500	資本準備金	9,474
繰延税金資産	346	その他資本剰余金	239,400
その他	642	利益剰余金	77,513
貸倒引当金	△500	その他利益剰余金	77,513
		繰越利益剰余金	77,513
		自己株式	△13,316
繰延資産	131	評価・換算差額等	128
社債発行費	131	その他有価証券評価差額金	128
		純資産合計	345,175
資産合計	639,463	負債及び純資産合計	639,463

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

J. フロント リテイリング株式会社

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	10,536	
経営指導料	5,975	16,512
一般管理費		7,972
営業利益		8,539
営業外収益		
受取利息	578	
受取配当金	939	
その他	199	1,717
営業外費用		
支払利息	806	
コミットメントフィー	193	
投資事業組合運用損	311	
貸倒引当金繰入額	100	
その他	104	1,515
経常利益		8,741
特別利益		
関係会社株式売却益	8,870	8,870
特別損失		
投資有価証券評価損	656	
関係会社株式評価損	614	1,271
税引前当期純利益		16,341
法人税、住民税及び事業税	△1,013	
法人税等調整額	103	△909
当期純利益		17,251

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

J. フロント リテイリング株式会社

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金					
2023年3月1日残高	31,974	9,474	239,400	68,719	△13,526	336,043	78	336,121
剰余金の配当	—	—	—	△8,457	—	△8,457	—	△8,457
当期純利益	—	—	—	17,251	—	17,251	—	17,251
自己株式の取得	—	—	—	—	△7	△7	—	△7
自己株式の処分	—	—	△0	—	217	217	—	217
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	50	50
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	8,793	209	9,003	50	9,054
2024年2月29日残高	31,974	9,474	239,400	77,513	△13,316	345,046	128	345,175

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
(なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。)

その他有価証券

市場価格のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 定額法

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費 償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員報酬BIP信託引当金 役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営指導料と受取配当金です。経営指導料は、子会社への経営・企画等の指導を行うことが履行義務であり、当該履行義務は経常的に充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。受取配当金は、効力発生日をもって認

識しております。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	金利スワップ取引
ヘッジ対象	借入金及び借入金の支払利息
ヘッジ方針	リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎事業年度末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 貸借対照表

前事業年度において「預り金」に含めておりました「関係会社預り金」（前事業年度2,000百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

2. 損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用損」（前事業年度34百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	346百万円
--------	--------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」にて記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債務	111百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	997百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	60百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

営業取引による取引高

営業収益	16,512百万円
一般管理費	887百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	578百万円
支払利息	5百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	普通株式	270,565,764株
-----------------------------	------	--------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	534百万円
関係会社貸倒引当金	306百万円
投資有価証券評価損	200百万円
子会社株式減損損失	188百万円
役員報酬B I P 信託引当金	160百万円
減価償却超過額	142百万円
未払費用	117百万円
固定資産減損損失	112百万円
賞与引当金	72百万円
関係会社株式評価損	61百万円
未払事業税	38百万円
資産除去債務	23百万円
投資簿価修正	16百万円
未払保険料	13百万円
その他	98百万円
繰延税金資産小計	2,087百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△534百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,121百万円
評価性引当額小計	△1,656百万円
繰延税金資産合計	431百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	△56百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△15百万円
未収還付事業税	△2百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△85百万円

繰延税金資産の純額 346百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高
子会社	株式会社大丸松坂屋百貨店	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取(注1)	4,132	—	—
				資金の貸付	31,266	関係会社 短期貸付金	46,266
				貸付金の回収	10,000	関係会社 長期貸付金	—
				利息の受取(注2)	79	—	—
子会社	株式会社パルコ	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	資金の貸付	35,419	関係会社 短期貸付金	15,419
				貸付金の回収	25,000	関係会社 長期貸付金	85,500
				利息の受取(注2)	410	—	—
子会社	株式会社博多丸	所有 間接69.9%	経営指導	資金の預り	9,204	関係会社 預り金	9,204
子会社	JFRカード株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	資金の貸付	48,419	関係会社 短期貸付金	48,419
子会社	株式会社大丸松坂屋友の会	所有 間接100%	経営指導	資金の預り	36,812	関係会社 預り金	36,812
子会社	株式会社J.フロント建装	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	資金の預り	9,927	関係会社 預り金	9,927
子会社	J.フロント都市開発株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	貸付金の回収	140	関係会社	9,920
				資金の預り	9,920	預り金	—
子会社	株式会社JFRサービス	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	資金の貸付・回収(注3)	25,134	関係会社 預り金(注5)	609
				利息の受取(注2)	88	—	—
子会社	株式会社エンゼルパーク	所有 直接0.38% 間接49.88%	役員の兼任 経営指導	資金の預り	3,000	関係会社	3,000
				預り金の返還	2,000	預り金	—
				利息の支払(注2)	5	—	—
子会社	株式会社JFR情報センター	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	電算業務の依頼(注4)	831	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。

(注2) 資金の貸付及び資金の預りの利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 資金の貸付及び回収取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。

(注4) 当社は、主な電算業務に関して同社に依頼する際は、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注5) 2024年2月末付でCMSの統括会社を株式会社JFRサービスからJ.フロントリテイリング株式会社へ変更したため、期末残高が貸付金から預り金に振り替わっております。

(注6) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
役員及びその近親者	中山 高史	—	元当社 執行役常務	報酬等相当額の支払(注1)	14	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当該役員が一身上の都合により任期中で退任(2023年12月8日)したことから、その退任に際し、取締役会の決議により退任時点から任期満了までの報酬等に基づき計算し、その相当額を支払ったものです。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,316円73銭
2. 1株当たり当期純利益	65円82銭

(重要な後発事象)

自己株式の取得

自己株式の取得については、連結注記表「重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

独立監査人の監査報告書

2024年4月15日

J.フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小島 亘 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝山 喜久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年4月15日

J. フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小島 亘 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝山 喜久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J. フロント リテイリング株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第17期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、オンライン形式も含め重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役並びに執行役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて本社及び事業所へ赴き、子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③内部監査部門より期初の計画に基づき実施した監査の結果について定期的に報告を受け、情報共有を図りました。
- ④会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月15日

J. フロント リテイリング株式会社 監査委員会

監査委員長	箱 田 順 哉 ㊟
監査委員（常勤）	浜 田 和 子 ㊟
監査委員	佐 藤 りえ子 ㊟
監査委員	関 忠 行 ㊟
監査委員	片 山 栄 一 ㊟

監査委員箱田順哉、佐藤りえ子、関忠行及び片山栄一は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上